

□ □

□ □

□ □

広島大学瀬戸内 国際共同研究センター
ブルーイノベーション部門臨海実験所
感染症対策ガイドライン（利用者向け）

年 月 日改定

【はじめに】 □

- 内 国 共同 センターブルーイノベーション 以□
下、「 」という では、 において 全な を 供するた
め、「 ガイドライン 利 向け 」 以下、「 ガイドライン」という に
則り、 利 の受け入れを っています。

【 利 の可否について】

- 利 、もしくはそれ以前の 以内に以下の5個の に1つ以上 し
た は、 を利 いただけません。 利 、もしくはそれ以前の 以
内とは、例えば、 24 から利 を する 合、 16 以 を します。
- また、 利 中に以下の 1~3 を1つ以上 たした は、 やかに
員に を伴わない でその を してください。この 合、体 を し、
員の に って、 の きをしていただくことがあります。

1. 保健 全 則に める の と された (1)
2. 保健 全 則に める の が われる がある (2)
3. 同 が 保健 全 則に める の と された
4. もしくは 利 予 の が める 制 に がある
(3)
5. ガイドラインで する健 に でない 入 れ、または 偽が含まれる

- (1) 利 の前 までに 保健 全 則に める出 停 の の
を たさなくなった 例えば コロナウイルス においては、 144
を し、かつ、 から 24 を 合は、 利 が可 です。

とされた前 の で して の 合は、体 取 を として
 □
 います。する については、保健 全 則 1 をご くだ
 さい。

(2) と された 合、または 24 以 において、劑 なしで
 が72 以上 して した 合は、利 が可 です。ただし、
 での 内 に っては体 が でない に が まることがありますので、
 前に ご ください。

(3) の り えに るごく の は、制 の として いま
 せん。また、利 予 が 制 を に れた から4 以上 した
 に の で である 合は、の から 利 が可 です。

(4) に る で の利 を予 している は、上 の ~4を1つ以
 上 たした 合、やかに受 の 員に してください。

【 をご利 される 】

- での を伴わない 合、同 に受け入れる 利 の は30
 です。ただし、内 や する 、 コロナウイルス のまん
 に り、受け入れ可 を じることがあります。
- の を個 として利 する 合の は10 です。また、同
 の を で利 する 合の は24 です。ただし、のま
 ん や に イ ス となる の を して を
 じることがあります。なお、い れの 合においても、の な の
 な を ってください。また、の の利 をご い
 たくともありますので、は 前にご ください。
- 利 には、利 を含 利 前の「健
 」を 入いただき、あるいは イルとして 利 にご
 出いただきます。

出された「健 」は個 として取り い、利 の可否 お
 に る において が利 できない 合の きにの

し、利の3をしたものについては、においてな
でをいます。

した1 2をえない、またはで

- の は を けられる うに しています

【体 になった 合の について】

- 体 は、 の を伴わない でその を 員にお らせいた
だき、 が する から 出せ に を してください。また、以下
のい れかの を たす 合には、 則として 員の にしたがって、
の きを ってください。
、 いたるさ 、 しさ 困難 の い のい れかがある
比較 い風邪の だが、 礎 があり、その が2 程度 く

問い合わせ先

内 国 共同 センター ブルーイノベーション

〒722-0073 県尾道市向 町 2445 番

0 4 -44-1143 (平 00-17 00)

0 4 -44-5 14

- . . .